

2023年11月29日

各 位

会 社 名 株式会社 AFC・HD アムスライフサイエンス
代表者名 代表取締役会長 浅山 雄彦
(コード：2927、東証スタンダード)
問合せ先 取締役会長室長 南方 茂穂
(TEL. 054-281-5238)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は本日の取締役会において、2023年11月28日開催の当社第43期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）で承認されました「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」に基づき発行するストックオプション（新株予約権）を発行することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

I. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社取締役及び使用人、並びに当社子会社取締役及び使用人の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに、優秀な人材を確保し、当社グループ全体の企業価値向上に資することを目的とするため。

II. 新株予約権発行の要領

1. 新株予約権の名称 株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス第5回新株予約権
2. 新株予約権の総数 1,000個

(当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）並びに使用人46名に割り当てる)

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株あたり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。なお、新株予約権の公正価額は、割合日において適用すべき諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2023年12月1日から2024年11月30日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社の取締役、監査役又は使用人（社員、相談役、顧問その他名称を問わない。）の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に6(1)に規定する条件に該当しなくなった場合、
当社は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

10. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点においては残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記3に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記4に準じて決定する。

(5) 新株予約権を行使できる期間

前記5に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記5に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記7に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

前記8に準じて決定する。

1 1. 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

1 2. 新株予約権と引換えにする金銭の払込み

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

1 3. 新株予約権を割り当てる日 2023年11月29日

以上